

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	滞納整理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、滞納整理に関する事務における個人情報の取り扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事業では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納整理に関する事務
②事務の概要	三次市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①納税義務者等へ納税義務の拡張による納付催告書等の送付 ②滞納者へ催告書、差押等の強制執行に係る調書、換価に係る配当計算書及び強制執行の停止に係る通知書等の送付 ③第三債務者等へ滞納者の財産調査のための照会書及び差押等の強制執行に係る通知書等の送付 ④権利者へ差押等の強制執行に係る通知書及び換価に係る配当計算書等の送付 ⑤納税義務者等へ納付書の交付及び送付 ⑥納税義務者等へ納税折衝に係る未納明細等の交付 ⑦納税義務者等との折衝内容を入力し台帳を作成
③システムの名称	滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)滞納処分ファイル (2)交渉記録ファイル (3)宛名ファイル (4)宛名履歴ファイル (5)税情報ファイル (6)口座管理ファイル (7)口座振替ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第9項(保育料・保育利用料) ・第9条第1項 別表第24項(市税・国民健康保険税) ・第9条第1項 別表第27項(住宅使用料・共同施設使用料・駐車場使用料) ・第9条第1項 別表第85項(後期高齢者医療保険料) ・第9条第1項 別表第100項(介護保険料) ・第9条第2項 (放課後児童クラブ負担金)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部収納課(収納係) 電話:0824-62-6127
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [<input checked="" type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットを利用した照会を従事者が行う際には4情報又は住所を含む3情報により行うことを厳守している。照会に使用した書類等の破棄を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-5-①	財務部 収納課	市民部 収納課	事前	
平成27年4月28日	I-8	財務部収納課	市民部収納課	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成27年4月28日	I-5-②	高家 幸男	上谷 一巳	事前	
平成28年5月11日	I-3	第9条第1項 別表第1 第8項 (保育料)	第9条第1項 別表第1 第8項 (保育料, 保育利用料)	事後	
平成28年5月11日	I-3	第9条第1項 別表第1 第41項 (老人保護措置費負担金)	削除	事後	
平成28年5月11日	I-3	第9条第2項(公共下水道受益者負担金)	削除	事後	
平成28年5月11日	II-1	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月11日	II-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	上谷 一巳	課長	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成28年5月11日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成28年5月11日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-3	・第9条第2項(農業集落排水受益者分担金)	削除	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1		基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅳ－２		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－３		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－４		[○]委託しない	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－５		[○]提供・移転しない	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－６		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－７		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－８		[○]自己点検	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－９		十分に行っている	事後	
令和2年7月8日	表紙－公表日	令和1年6月28日	令和2年7月8日	事後	
令和2年7月8日	Ⅰ－７	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月8日	Ⅱ－１	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年7月8日	Ⅱ－２	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年7月2日	表紙－公表日	令和2年7月8日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－１	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－２	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ－１	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ－２	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年6月30日	表紙－公表日	令和3年7月2日	令和4年6月30日	事後	
令和5年8月24日	表紙－公表日	令和4年6月30日	令和5年8月24日	事後	
令和5年8月24日	Ⅱ－１	令和4年5月31日 時点	令和5年7月31日 時点	事後	
令和5年8月24日	Ⅱ－２	令和4年5月31日 時点	令和5年7月31日 時点	事後	
令和6年11月28日	Ⅱ－１	令和5年7月31日 時点	令和6年11月28日 時点	事後	
令和6年11月28日	Ⅱ－２	令和5年7月31日 時点	令和6年11月28日 時点	事後	
令和6年12月2日	表紙－公表日	令和5年8月24日	令和7年1月24日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I-3	・第9条第1項 別表第1 第8項(保育料・保育利用料)	・第9条第1項 別表第9項(保育料・保育利用料)	事後	
令和6年12月2日	I-3	・第9条第1項 別表第1 第16項(市税・国民健康保険税)	・第9条第1項 別表第24項(市税・国民健康保険税)	事後	
令和6年12月2日	I-3	・第9条第1項 別表第1 第19項(住宅使用料・共同施設使用料・駐車場使用料)	・第9条第1項 別表第27項(住宅使用料・共同施設使用料・駐車場使用料)	事後	
令和6年12月2日	I-3	・第9条第1項 別表第1 第59項(後期高齢者医療保険料)	・第9条第1項 別表第85項(後期高齢者医療保険料)	事後	
令和6年12月2日	I-3	・第9条第1項 別表第1 第68項(介護保険料)	・第9条第1項 別表第100項(介護保険料)	事後	
令和6年12月2日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か		人手を介在させる作業はない	事後	
令和6年12月2日	IV-11当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和6年12月2日	IV-11判断の根拠		住基ネットを利用した照会を従事者が行う際には4情報又は住所を含む3情報により行うことを厳守している。 照会に使用した書類等の破棄を徹底している。	事後	
令和6年12月10日	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対応は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	